

Partner's public relations magazine

2013年10月発行

Vol.7

パートナーズ 会報誌

相続税・贈与税における
相続時精算課税制度

税務署からのお知らせ

記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます

贈与税の手引き紹介

価格0円(税込み)



松山の魅力もご紹介します

事務所紹介

税理士法人パートナーズ 松山支社

<http://www.zei-partners.com>

いつもパートナーズ会報誌をご愛読頂き、誠にありがとうございます。早いもので夏の猛暑も収まり、雨が降るごとに朝晩の気温も少しずつ秋に近づいております。季節の変わり目、体調管理には充分にお気をつけください。

さて10月に入り税理士法人パートナーズでは年末に向けて序々に年末調整や確定申告の準備を進めております。昨年度の申告で手際が悪かった部分や、お客様との電話連絡の際の入れ違いなど、様々な反省を活かし、本年度はお客様にはストレスをかけず、スムーズな申告までの流れを作るよう努めて参ります。また本年度は松山支社を開設して、初めての申告となります。四国地域のお客様におかれましては、松山支社と本社の連携に関しミスのないよう充分に注意し最適なサービスをご提供できるように努めます。またその時が参りましたら、こちらか

らご案内いたしますので、何卒、よろしくお願い申し上げます。

(岡山本社 川本洋)

セミナー・個別相談会にて

パートナーズ会報誌をご覧いただきましてありがとうございます。

山陰各地が豪雨に見舞われた夏が終わろうとしております。私自身、自宅が停電。近所の床下浸水の被害を目の当たりにいたしました。雨により被害を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

前回会報誌でご案内させて頂きましたセミナー・個別相談会を6月、8月と山陰2会場で開催させていただきました。好評につき開催期間を延長し、9月に3会場で開催しました。当日参加して下さった皆様の平成25年度税制改正に対する関心の高さを実感いたしました。また、今回は税制改正項目だけではなく実際に過去ご相談対応させて

いただいた事例を交えての内容とさせて頂きました。内容が少々専門的であったかもしれませんが、必ずやご参加いただきました方々のお役に立てたものと確信しております。この会報誌が皆様のお手元に届く頃には来年度税制改正に関する概要が徐々に明らかになっていく頃です。次号では次年度改正内容を伝えできればと考えています。

(山陰支社長 川原康寛)

地元の空気を再認識

パートナーズ会報誌をご覧いただきまして誠にありがとうございます。

平成24年5月より税理士法人パートナーズ松山支社としてスタートして、半年が経とうとしております。私自身、昨年の4月に東京から地元松山に戻って1年半が経ちますが、やはり地元はいいな、と思いながら日々を過ごしている今日この頃でございます。

6月、8月に相続税の税制改正セミナーを開催させて頂きま

した。参加して頂いた皆様、誠にありがとうございます。今後消費税や相続税の増税が予定されている事と存じ上げます。これから税制改正の内容をよりタイムリーにお伝えできればと思います。また、今後は地元愛媛で地域に密着して、愛媛を元気にしていくお手伝いが出来ればと考えております。

(松山支社長 柳井崇延)



パートナーズ社員

相続時精算課税制度

I 相続時精算課税制度のあらまし

平成15年1月1日以後に財産の贈与を受けた人は、次の場合に、財産の贈与をした人ごとに相続時精算課税制度を選択することができます。

相続時精算課税を選択する時は、しっかりと計画を立てて実行しましょう！



税理士 砂原洋一

相続時精算課税制度を選択できる場合(年齢は贈与の年の1月1日現在のもの)

- ・財産を贈与した人(贈与者) → 65歳以上の親
- ・財産の贈与を受けた人(受贈者) → 20歳以上の子である推定相続人
(子が亡くなっているときには20歳以上の孫を含みます。)

従来どおりの課税方法です

相続時精算課税制度を

相続時精算課税

選択する

選択しない

暦年課税

【贈与税】

①贈与財産の価額から控除する金額

特別控除額 2,500万円

前年までに特別控除額を使用した場合には、2,500万円から既に使用した額を控除した金額が特別控除額となります。

②税率

特別控除額を超えた部分に対して
一律20%の税率

相続時に精算

【相続税】

贈与者が亡くなった時の相続税の計算上、相続財産の価額に相続時精算課税制度を適用した贈与財産の価額(贈与時の価額)を加算して相続税額を計算します。

その際、既に支払った贈与税額を相続税額から控除します。なお、控除しきれない金額は還付されます。

【贈与税】

①贈与財産の価額から控除する金額

基礎控除額 毎年110万円

②税率

課税価格に応じ次の速算表で計算します。

◎贈与税の速算表(平成15年1月1日以後の贈与)

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円 以下	10%	—
300万円 以下	15%	10万円
400万円 以下	20%	25万円
600万円 以下	30%	65万円
1,000万円 以下	40%	125万円
1,000万円 超	50%	225万円

※ この速算表の使用方法是、次のとおりです。

$(\text{課税価格} - \text{基礎控除額}) \times \text{税率} - \text{控除額} = \text{税額}$

↑
(贈与を受けた財産の価額)

例えば、500万円の贈与を受けた場合の贈与税額は
 $(500\text{万円} - 110\text{万円}) \times 20\% - 25\text{万円} = 53\text{万円}$ です

【相続税】

贈与者が亡くなった時の相続税の計算上、原則として、相続財産の価額に贈与財産の価額を加算する必要はありません。

ただし、相続開始前3年以内に贈与を受けた財産の価額は加算しなければなりません。

相続時精算課税制度

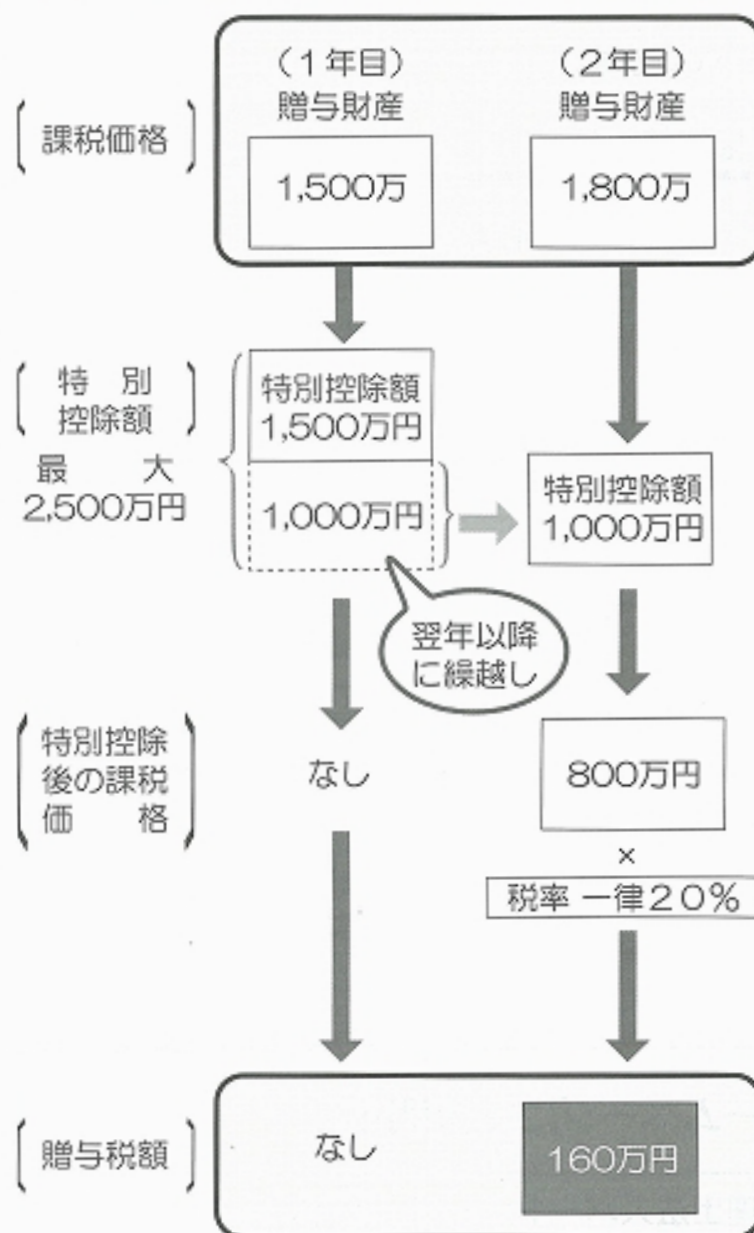
Ⅱ 税額計算の流れ

《事例》

夫婦と子2人の家族で、【子C】は【A】からの贈与について相続時精算課税制度を選択し2回の贈与を受けていた。
(1年目 1,500万円)
(2年目 1,800万円)

相続時精算課税制度を選択

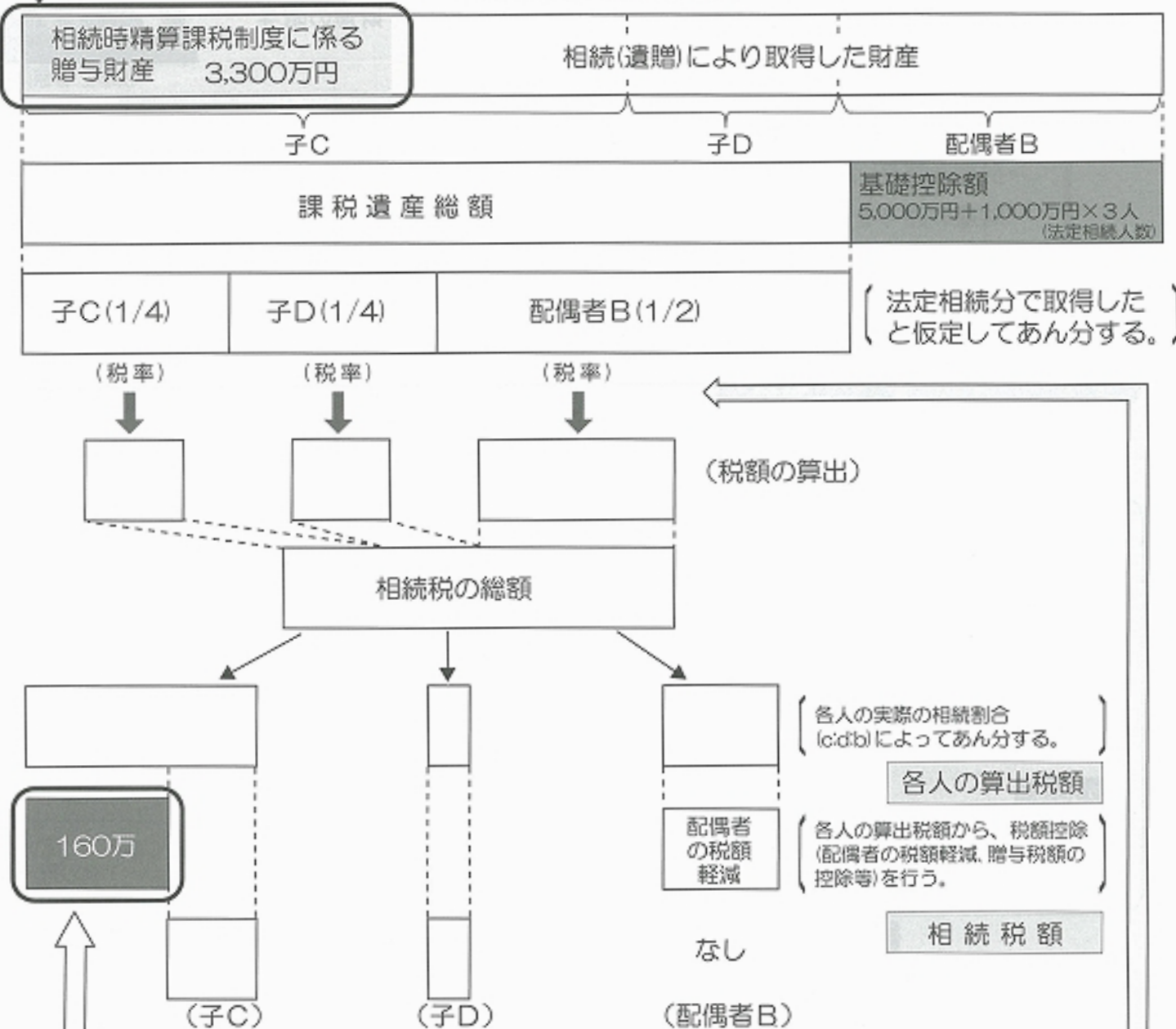
贈与税額の計算



加算する時の贈与財産の価額は贈与時の価額です。

相続税額の計算

贈与者Aが亡くなった場合



相続時精算課税制度に係る贈与税額を控除します。
控除しきれない金額がある場合には、還付申告をすることができます。

債務及び葬式費用については...

○ 被相続人が残した債務及び葬式費用については、相続(遺贈)財産の価額に相続時精算課税制度に係る贈与財産の価額を加えた価額から控除します。

◎相続税の速算表(平成15年1月1日以後の相続)

法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
1,000万円 以下	10%	—
3,000万円 以下	15%	50万円
5,000万円 以下	20%	200万円
1億円 以下	30%	700万円
3億円 以下	40%	1,700万円
3億円 超	50%	4,700万円

選択をするためには...

相続時精算課税制度の選択をしようとする受贈者は、その選択をしようとする贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの間に、相続時精算課税制度を選択する旨の「届出書」を「贈与税の申告書」とともに提出しなければなりません。

贈与者(父又は母)ごとに「届出書」の提出が必要です。

選択をした年分以降の贈与については...

○ 「届出書」に記載された贈与者からの贈与については、その贈与者が亡くなるまで相続時精算課税制度の適用が継続されます(選択を撤回することはできません。)

○ その贈与者からの贈与については、贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの間に贈与税の申告をする必要があります(この期間内に申告がない場合には、特別控除の適用を受けることができません。)

○ その贈与者以外の人からの贈与については、前ページの「暦年課税」により贈与税額を計算します。

記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます

平成26年
1月から

事業所得等を有する白色申告の方に対する現行の記帳・帳簿等の保存制度について平成26年1月から対象となる方が拡大されます。

※現行の記帳・帳簿等の保存制度の対象者は、白色申告の方のうち前々年分あるいは前年分の事業所得等の金額の合計額が300万円を越える方です。

平成26年1月からの記帳・帳簿等保存制度

対象となる方

事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方です。

※所得税の申告が必要ない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。

記帳する内容

売上げなどの収入金額、仕入れや経費に関する事項について、取引の年月日、売上先・仕入先その他の相手方の名称、金額、日々の売上げ・仕入れ・経費の金額等を帳簿に記載します。

記帳に当たっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額をまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。

帳簿等の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

【帳簿・書類の保存期間】

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿(法定帳簿)	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿(任意帳簿)	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

パートナーズ会報誌、バックナンバーを
ホームページにて公開中！

税理士法人パートナーズ 会報誌

検索



これ一冊で贈与税の申告の仕組みがわかる！

贈与税の手引き

税込み10,500円

税理士法人パートナーズでは現金贈与の申告の仕組みについて、誰でも簡単にわかる「贈与税の手引き」を販売しています。現金贈与の注意点や仕組み・計算方法など分かりやすく解説し、各年度毎の申告書や書類一式を同封できるファイルにてご提供しますので、紛失などのトラブルも避けられます。一家に一冊、是非どうぞ！



オ
ス
メ

税理士 砂原洋一

【贈与税の手引き掲載内容】

- ◆生前贈与対策～現金贈与のすすめ方～◆現金贈与のポイント◆贈与税の税率と計算方法◆贈与申告と特例の種類
- ◆生命保険による活用◆贈与の手続きの流れ◆贈与契約書◆贈与契約書記入例◆贈与契約書(受贈者が未成年の場合)
- ◆贈与契約書記入例(受贈者が未成年の場合)◆贈与税の申告書◆贈与税の申告書記入例◆金銭消費貸借契約書
- ◆金銭消費貸借契約書記入例◆借入返済予定表◆借入返済予定表記入例◆各年度申告書一式

※添付:各資料原本データCD-ROM

事務所紹介

税理士法人パートナーズ 松山支社

松山支社長 柳井 崇延



パートナーズ会員の皆様、いつも大変お世話になっております。税理士法人パートナーズ、松山支社の柳井です。今回は松山の魅力をお伝えします！

松山といえば「伊予柑」「温泉」がまず思い浮かぶと思います。この伊予柑ですが果肉はジュ

ーシーで甘酸っぱく美容に良いビタミンCとクエン酸がたっぷり！冬の果物としてとても美味しいです。その冬の行楽といえば温泉、そう、道後温泉です！冬場には多くの観光客で賑わいますが、夏目漱石が訪れたことでも歴史を感じることができる場所です。その夏目漱石の有名な小説「坊っちゃん」は松山を舞台として漱石の体験を書かれた書とされています。そんな観光や文学など歴史を感じることができる松山に事務所を置き、こちらも歴史のある「税務」に携われることが幸せです。パートナーズ会員の皆様の中にはまだお会いできていない方がいらっしゃると思います。皆様にお会いできる日を楽しみに、日々の業務と皆様のお役に立てる情報のご提供やご相談の対応など、今後とも邁進して参りますので、よろしくお願いいたします。



日本100名城にも選ばれている松山城！天守から360°見渡せる眺めは絶景です！晴天の時には最高です！



松山といえば道後温泉！来られたことがない人は是非一度！歴史ある名館をご覧ください！



鮮やかな紅色、甘酸っぱい香り。たっぷりの果汁と、やわらかな果肉。ビタミンCやクエン酸もたっぷり！



5市町を含む広大な平野。北と南に山脈があり河川も多く穏やかな気候で過ごしやすい地域です！



夏目漱石、正岡子規など松山に縁(ゆかり)のある著名人も多く、歴史を感じることができる地です。



愛媛県はこんな形です

パートナーズ会員募集

年会費・入会費
無料

税理士法人パートナーズではただいま資産家向けの会員を募集しています。ご入会の方はパートナーズからの会報誌や税制改正などの情報をご提供、また電話無料相談にも応じます！年会費・入会費は無料！普段なかなか聞けない相続や贈与などの税務関連情報はもちろん、知っていて得するミニ情報までご提供します！

特典

1

会報誌の発行

資産家向けの情報をお送りします。税理士事務所だからこそ伝えられる情報や意外と知られていない重要なものや知っていて得するもの、また資産家の方への相続・贈与関連の情報も掲載してお届けします。

◆会報誌は不定期での発行となります



特典

2

無料相談

一般的な税務のご相談を承ります。税務関連はもちろん、事務改善やコスト削減、売上アップや経営計画書の作成に関して幅広くお応えします。

- ◆無料相談は一般的な内容となります◆個別具体的な内容や書面を作成するものに関しては費用をいただきます
- ◆当社からの訪問でのご相談は交通費をいただきます



特典

3

税制改正・判決事例の提供

よく変わる税法のポイントを改正ごとにご提供します。また過去の判決事例もお届けします。若干専門的なものとなりますが、知っていなければならないポイントや知っておいて得するポイントが必ずあります。



■特典は事前の連絡なく変更することがありますので予めご了承ください■

会員の皆様の周りの方にも情報提供いたします！

会員の輪を広げよう！

ご入会だけでこちらのパートナーズ会報誌を送付いたします。もちろん入会費、年会費無料
皆様の周りで税務のことにご興味がある方がいらっしゃいましたら、是非入会を！

税理士法人パートナーズ

[岡山本社]岡山県岡山市北区下中野1222-9 TEL/FAX 086-246-4446/086-246-4406

[山陰支社]鳥取県米子市加茂町2-204 米子商工会議所会館2階 TEL/FAX 0859-21-5169/0859-21-5179

[松山支社]愛媛県松山市高井町1150 TEL/FAX 089-968-1660/089-968-1660